

粟井地区自治振興協議会役員総会

【四月二十四日】



総会では、事業決算報告、事業予算案、規約改正役員の変更等は全て承認されました。2時間の会議で協議された主な内容は次の通りです。

■市の女性部への加入について

粟井地区全体に呼びかけて検討してはどうか、という意見もありましたが、産業振興部が中心となり愛育委員、栄養委員、粟井福祉ボランティアの会、生活交流グループの代表が集まり加入する方向で検討することになりました。ただし、女性部が粟井地区自治振興協議会の一部として位置づけられるのか、独立した部になるのかなど不明な点もあるので、市の正確な情報を元に「女性部会則」を検討していきます。

■校舎利活用の要望書署名について

4月10日をメ切り各校区で取り組んできた校舎利活用についての要望書について、経過報告や結果報告の必要性についての意見が出されました。現在予定より遅れています。一地区で活発な議論がなされ、急遽アンケート調査を実施しているからです。4地区の集計は終わっています。署名の割合は約64%です。全ての結果が出そろってから、内容や取り扱いについて検討し報告することとなります。今しばらく時間が必要です。

■事業部の統廃合について

次表の④生涯学習支援部と⑩児童生徒支援部を統合してはどうか。これは、子供会等で検討し、再度提案して頂く事になりました。

■子供会主催の「夏祭り」の支援について

「校舎運営委員会」での提案を受けたもので、これも「子供会」で協議の上、検討していくことになりました。

■旧粟井小学校校舎の使用予約について

旧粟井小学校校舎の教室、体育館、運動場等を使用したい場合、現在は校舎内にある使用簿に記入予約し、鍵は、各校区の区長より借りて使用するようになっています。これでは利用したい地区外の方などはどこに申し込めばいいのかわからない、使えるかどうかも分からない。どこか一箇所で受け付けるようにしてはどうかという提案で、今後他の施設の例も参考に、自治振、校舎運営委員会等で協議していくことになりました。あわせて校舎内の事務機器も「使用簿」に記入して使用する方向で検討中です。

*平成二十八年度の新役員は、左記の通りです。長年環境部長をされてこられた早水さんが退かれ、新しく神田さんが加わられました。

会長	原知行
副会長	松井昇
副会長	森本利美
顧問	山本雅彦
事業部長	
①文化 部	鳥形初美
②スポーツ振興部	守安弘典
③環境 部	神田仁美
④生涯学習支援部	永谷義弘
⑤防災、安全部	小林 誠
⑥産業振興部	内藤三佐子
⑦移住定住促進部	横地永悟
⑧児童生徒支援部	新免靖之
区 長	松井 昇
	安東 寿夫
	南坂 薫
	森本 利美
	原知行
監 事	池田 篤
	池田 秀敏
	池田 新免
	池田 愛子
	新免 一正
	有友 栄作
	安東 栄作
会計 & 事務局	
粟井地区担当職員	

粟井財産区管理委員会

【四月二十四日】

粟井小学校校舎内に「農産加工室」ができたことにより、「粟井農産加工施設管理運営並びに利用に関する規定」の一部が変更になりました。

加工室を使用される場合は、全て作東老人福祉センターの事務局「電話76の0334」まで申し込むことが確認されました。使用料金等は、従来通りです。整理整頓に心がけ、きれいに大切に使用して下さい。

美作市粟井スポーツ振興会総会

四月十七日



岡山県体育協会の野上様を来賓に迎え、老人福祉センター大広間で、平成二十八年度の総会が開催されました。役員の一部変更がありました。

行事計画は次の通りです。

- 4月29日 ウォーキング大会
- 6月 卓球大会
- 7月 グランドゴルフ大会
- 10月 ソフトボール大会
- 1月 ソフトバレーボール大会
- 3月 清掃活動

他に、広報誌の発行、環境整備作業などが決まりました。3人の生徒の表彰がありました。

粟井地区自治振興協議会 区長協議会

【五月 六日】

■十二月改選 「民生児童委員」の定数改定について

前年度、美作市保健福祉部福祉課を通じて、岡山県からの民生委員の定数削減についての結果報告がありました。今回(十二月改選)は今まで通り粟井地区で4名とするが、次回には3名になる確率が高いことが報告されました。これからは、民生委員と「粟井福祉ボランティアの会」など協力して取り組まないと、民生委員の負担が大きくなります。

■美作市平成二十八年度主要施策の概要についての意見について

五月十七日に市長、各部長、総合支所長等が参加して第一回美作市自治振興協議会役員会があります。その会に備えて「美作市の平成二十八年度の主要施策」について、質問点や、意見を集約しました。

■美作市自治振興協議会「女性部」への加入について

栄養委員会、愛育委員会、生活交流グループより加入の意思表示を受け、「くらし安全課」との協議を踏まえ対応を検討しました。今年度は、本会の規約は改定せず、女性部を組織内の独立組織として申請する方向で、各委員会代表者による協議をして頂く事としました。会則案は次の通りです。

粟井地区自治振興協議会女性部会則 (案) 平成28年5月 日 (名称)

第1条 この会は、粟井地区自治振興協議会(以下「本会」という)女性部会(以下「部会」という)と称する。

(目的)第2条 部会は、女性としての視点に立って本会の事業活動に積極的に参画し、活動の充実と活性化に寄与するとともに、研修会および交流等を通じて部会員の資質向上を図り、地域自治組織の役員への女性の登用を促進させることを目的とする。

(事業)第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本会の行う各種行事への参画および推進
- (2)会員相互の交流と自己啓発を図るための行事
- (3)粟井農産加工施設の運用に関する事業
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事業

(部会員)第4条 部会の部会員は、(愛育委員、栄養委員、粟井福祉ボランティアの会、生活交流グループ、に所属する女性(及び粟井地区の女性希望者)とする。

(会議の種類)第5条 会議は、部会総会および役員会とし、部会長がこれを招集する。(役員の種類)第6条 本部に次の役員を置く。

部会長 1名
副部会長 2名以内
評議員:愛育委員、栄養委員、粟井福祉ボランティアの会、生活交流グループの代表者各数名

(経費)第7条 部会の経費は、部会員の会費、本会よりの補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(定款の準用)第8条 本会則に定められていない事項については、本会の会則を準用する。

(改廃)第9条 部会の会則の変更は、部会総会の決議を経て、本会の承認を得るものとする。(後略、段落もずれています。)

美作市自治振興協議会 花いっぱい運動

今年度は、交付金のない年ですが、各校区で工夫して、看板のある花壇などに花を植えました。心ある住民のおかげで、今年もきれいな花壇になりそうです。「ゆさそうよ きれいと言われるこの粟井」